

## 児童手当等支給事務取扱要綱

(総則)

第1条 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項及び附則第2条第1項の規定による児童手当及び特例給付（以下「児童手当等」という。）の支給に係る事務の取扱い（法第17条第1項の規定による公務員に係るものを除く。）については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(児童手当等の支給に関する通知書)

第2条 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第10条の規定による児童手当等の支給に関する通知は、児童手当・特例給付認定（改定・却下・消滅）通知書（第1号様式）による。

(受給者台帳)

第3条 市長は、児童手当等の支給に関し、次に掲げる事項を整理するため、児童手当・特例給付受給者台帳を備えるものとする。

- (1) 受給者の住所、氏名、生年月日、年金の種別及び扶養等の状況
- (2) 児童の氏名、生年月日、受給者との続柄及び監護の状況等
- (3) 児童手当等の額、振込先及び支給経過

(支払い)

第4条 児童手当等の支払いは、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、これにより難い場合はこの限りでない。

- 2 児童手当等の支払日は、法第8条第4項本文に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前で最も近い日曜日等でない日とする。

(学校給食費等の徴収の申出等)

第5条 省令第12条の10第1項に規定する市長が定める日は、児童手当等の支払日の属する月の前月の10日とする。この場合において、同項の申出書（省令第12条の10第2項に掲げる費用に係るものに限る。）は、校長又は教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、省令第12条の10第1項の申出書の提出を受け、当該申出書に基づき児童手当の額から同条第2項に掲げる費用を徴収することとしたときは、児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の支払に関する通知書（第2号様式）により当該受給者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた受給者は、当該申出に係る費用の対象を変

更し、又は申出を撤回しようとするときは、児童手当等の支払日の属する月の前月の10日までに児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の支払に関する変更（撤回）申出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該費用が省令第12条の10第2項に掲げる費用のときは、校長又は教育委員会を経由して市長に提出するものとする。

- 4 市長は、前項の申出書の提出を受け、児童手当等から徴収する対象を変更し、又は徴収を停止するときは、児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の支払に関する変更（中止）通知書（第4号様式）により、受給者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

- 2 児童手当事務取扱要綱（昭和55年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

印

児童手当・特例給付（改定・却下・消滅）通知書

（処分の内容を記載すること。）

（刷色青）

第 2 号様式（第 5 条第 2 項関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

横須賀市長

印

児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の支払に係る通知書

児童手当法第21条第 項の規定に基づく申出のあった費用について、  
下記のとおり児童手当（特例給付）から支払うことといたしますので通  
知します。

記

支払の内容

児童の氏名	児童手当等から 支払う費用	徴収期間	備考

第3号様式（第5条第3項関係）

児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の支払に関する変更  
（撤回）申出書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 申出者 氏名		(印)
児童手当法第21条第 項の規定に基づいて申出た学校給食費等の支払いについて、次のとおり変更（撤回）を申し出ます。		
申 出 の 内 容	変 更 ・ 撤 回	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

第 4 号様式（第 5 条第 4 項関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

横須賀市長

印

児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の支払に関する  
変更（中止）通知書

年 月 日付の申出に基づき、下記のとおり児童手当に係る学  
特例給付  
校給食費等の徴収の内容を変更することとしましたので通知します。  
を停止

記

変更後の内容

児童の氏名	児童手当等から 支払う費用	徴収期間	備考